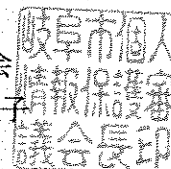


答 申 第 2 3 6 号
平成30年10月10日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年10月2日付け岐阜市民市第243号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき策定した岐阜市歴史的風致維持向上計画（平成25年3月策定。以下「計画」という。）に定める重点区域（鶉飼屋地区（長良地区の一部）及び金華地区をいう。）において歴史的風致（地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）の維持及び向上を図るため、様々なハード及びソフト事業を実施している。

今後、計画の一環として、歴史的な建造物を保全するための「町並み環境整備事業」（以下「事業」という。）を実施する予定であり、事業の実施に当たり、歴史的な町並みの環境整備に関する手法を検討し、及び事業の妥当性を評価するため、市民を対象としたアンケート調査（以下「調査」という。）を行う予定である。

については、調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び性別

2 意見

適当なものとする。